

国設知床鳥獣保護区
設定計画書（案）

平成 年 月 日
環 境 省

第1 記載内容

1 国設鳥獣保護区の名称

国設知床鳥獣保護区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

希少鳥獣生息地の保護区

3 国設鳥獣保護区の区域

北海道斜里郡斜里町所在国有林310林班ろ及びイから八までの各小班、311林班、313林班ろ、イ及び口の各小班、314林班ろ、イ及びハの各小班、317から381までの各林班の区域、目梨郡羅臼町所在国有林210林班は及びイ1の各小班、214林班い1及びイの各小班、217林班イ小班、221林班イ小班、222林班イ小班、224林班イ小班、225林班イ、イ1及び口の各小班並びに229から275までの各林班の区域並びに幌別川以北の斜里郡斜里町の区域(国有林の区域を除く。)並びに目梨郡羅臼町所在町有林1林班から16林班並びに目梨郡羅臼町湯の沢町9番地及び388番地から知床峠側の目梨郡羅臼町の区域(国有林の区域を除く)、知床半島の斜里郡斜里町側に位置する岩礁のうち、鮎岩、加^ルワタラ、イ^シハ^リワタラ、通称モシリワの国有地。

4 設定理由

知床半島には多様な動物相が見られ、これまでに知床半島で記録された鳥類は、シマフクロウやオオワシなど50科261種、哺乳類は、ヒグマやキタキツネなど7科23種(海獣を除く)が確認されている。特に生態系の頂点にいる猛禽類や、海岸及び沿岸部の海鳥類の多様さは、知床の自然生態系が周辺海域を含めて原生的な様相を保って保存されている。

このうち、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されている鳥類は11種である。これら希少種の中でもシマフクロウやオジロワシの知床での繁殖つがい数は我が国最大で、両種とも日本における繁殖つがい総数の3分の1以上が知床で繁殖している。

これらのことから、今後においても積極的に鳥獣の保護・増殖を図る場として、国設知床鳥獣保護区を継続するとともに、加えて斜里町側内陸から海岸線の延長上にある鮎岩、加^ルワタラ、イ^シハ^リワタラ、モシリワの各岩礁は海鳥の営巣場所として利用されていること、羅臼町側の町有林は、シマフクロウ、オジロワシの営巣地であり、オオワシ・オジロワシの越冬期の休み場・ねぐら林として集中利用されていること、また、国道334号線(知床横断道路)沿いの羅臼町湯の沢町は森林性・溪流性各種鳥類、哺乳類の良好な生息地であり、自然観察の教育活動の場として適当であるため当該湯の沢地区の一部について区域を拡大する。

5 国設鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 44,053 ha

内訳

ア 形態別内訳

| | | |
|-----|--------|----|
| 林野 | 43,883 | ha |
| 農耕地 | - | ha |
| その他 | 170 | ha |

イ 所有者別内訳

| | | |
|-----|--------|----|
| 国有地 | 40,712 | ha |
|-----|--------|----|

| | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|----|---|------|----------|------|-----------|
| 国有林 | 林野庁所管 | 40,629 | ha | } | 制限林地 | 21,252ha | (保安林 | 21,252ha) |
| | | | | | 普通林地 | 19,377ha | | |
| 財務省所管 | | 74 | ha | (| 普通林地 | 74 | ha) | |
| 国土交通省 | | 8 | ha | (| 普通林地 | 8 | ha) | |
| 農林水産省所管 | | 1 | ha | (| 普通林地 | 1 | ha) | |

| | | | | | | | |
|----------|----------|---|--------|----------|---|------|--------------------|
| 地方公共団体有地 | 3,151 ha | } | 都道府県有地 | 1,238 ha | } | 制限林地 | 91 ha (保安林 91ha) |
| | | | | | | 普通林地 | 1,147 ha |
| | | | 市町村有地等 | 1,913 ha | } | 制限林地 | 979 ha (保安林 979ha) |
| | | | | | | 普通林地 | 934 ha |
| 私有地等 | 190 ha | | (普通林地 | 190 ha) | | | |

| | | | | |
|---|--------------------|-----------|--------|-----------|
| ウ | 他の法令（条例を含む）による規制区域 | | | |
| | 自然公園法による地域 | 38,328 ha | 特別保護地区 | 23,518 ha |
| | | | 特別地域 | 14,810 ha |
| | | | 普通地域 | - ha |

6 国設鳥獣保護区の存続期間

平成13年11月1日から平成33年10月31日まで

7 設定（指定）区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 国設鳥獣保護区の位置

知床半島は、北海道の東北端から北北東に突き出した半島で、長さ約65km、幅約25kmほどであり、突端に近づくに従って狭くなっている。西側はオホーツク海に面し、東側は根室海峡を隔てて国後島に相對している。

知床半島の中央山岳稜線を境に西側は斜里郡斜里町に、東側は目梨郡羅臼町に属している。

イ 地質、地形等

地質は、新第三紀層を第四紀洪積世の火山噴出物が覆い、紫蘇輝石安山岩の溶岩流及び同質の集塊岩・砕屑岩からなっている。

地形は、新第三系の山脈が基盤をなしており、その中軸沿いに噴出した多数の第四紀の火山活動によって現在の半島が形づくられている。中央山岳は、知床岳・知床硫黄山・羅臼岳・遠音別岳・海別岳などの第四紀火山が並んでいる。

海岸の地形は、海蝕による断崖や集塊岩の独立岩など複雑で変化に富んでおり、特に北部では山麓部が海蝕されて30mから200mほどの断崖をなしているところが多い。

ウ 植物相の概要

海岸線から標高1,250m～1,660mほどの高山まで植物相は極めて変化に富んでおり、海岸部においては、海岸植物群落が、また、森林帯にはエゾマツ・トドマツなどの針葉樹林やミズナラ・イタヤカエデなどの広葉樹が、さらにこれらを越える地帯ではハイマツ帯から高山植物群落へと植相の変化が見られ、優れた森林生態系が保持されている。

本保護区面積の9割を占める国有林は、「知床森林生態系保護地域」に設定（平成2年）されている。

エ 動物相の概要

北海道全域にかつて生息していた陸生ほ乳類及び鳥類の殆どすべての種が当地域には生息している。特に鳥類は、現在北海道のごく限られた地域にしか生息していない希少種であるオジロワシやシマフクロウが繁殖している。

また、サケ科の魚類の自然遡上が多く見られるなど河川生態系も良好に保存され、食物連鎖の頂点に位置するヒグマは他の地域に比べ多くの生息を可能にしており、我が国でも極めて貴重で多様な地域である。

食物連鎖の高位に位置するこれら野生動物が生息することは、その餌となる動植物相が豊富に残されていることを示している。

さらに知床半島沿岸海域は、鳥類・魚類・海獣類が季節移動するコースとなっているため、渡りや回遊の時期には、当地域の海域に多くの生物集団が集中することも当地域の特性である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類(50科261種)

- 【アビ科】 アビ・オオハム・シロエリオオハム・ハシジロハビ
- 【カイツブリ科】 ○カイツブリ・ハジロカイツブリ・ミミカイツブリ・アカエリカイツブリ・カンムリカイツブリ
- 【ミズナギドリ科】 フルマカモメ・アカアシミズナギドリ・ハイイロミズナギドリ・ハシボソミズナギドリ
- 【ウミツバメ科】 ハイイロウミツバメ・コシジロウミツバメ
- 【ウ科】 ○ウミウ・ヒメウ・チシマウガラス
- 【サギ科】 ミゾゴイ・アカガシラサギ・アマサギ・チュウサギ・コサギ○アオサギ
- 【ガンカモ科】 コクガン・マガン・ヒシクイ・コブハクチョウ・オオハクチョウ・コハクチョウ・オシドリ○マガモ・カルガモ・コガモ・トモエガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・クビワキンクロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・ビロードキンクロ○シノリガモ・コオリガモ○ホオジロガモ・ミコアイサ・ウミアイサ・カワアイサ
- 【タカ科】 ミサゴ・トビ○オジロワシ○オオワシ・オオタカ・ツミ・ハイタカ・ケアシノスリ・ノスリ・クマタカ・カラフトワシ・ハイイロチュウヒ・チュウヒ
- 【ハヤブサ科】 シロハヤブサ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョウゲンボウ・チョウゲンボウ
- 【ライチョウ科】 エゾライチョウ
- 【キジ科】 ウズラ・キジ
- 【ツル科】 タンチョウ
- 【クイナ科】 クイナ・ヒメクイナ・バン・ツルクイナ・オオバン
- 【チドリ科】 コチドリ・シロチドリ・メダイチドリ・ムナグロ・ダイゼン
- 【シギ科】 キョウジョシギ・トウネン・ヒバリシギ・ハマシギ・オバシギ・ミユビシギ・キリアイ・ツルシギ・アオアシシギ・タカブシギ・キアシシギ・イシシギ・チュウシャクシギ・ヤマシギ・タシギ・ハリオシギ・チュウジシギ・オオジシギ・アオシギ
- 【セイタカシギ科】 セイタカシギ
- 【ヒレアシシギ科】 ハイイロヒレアシシギ・アカエリヒレアシシギ
- 【トウゾクカモメ科】 トウゾクカモメ・クロトウゾクカモメ
- 【カモメ科】 ○ユリカモメ・ホイグリンカモメ・セグロカモメ○オオセグロカモメ・ワシカモメ○シロカモメ・アイスランドカモメ・カモメ・ウミネコ・ミツユビカモメ・ヒメクビワカモメ・ゾウゲカモメ・ハジロクロハラ アジサシ・アジサシ
- 【ウミスズメ科】 ウミガラス・ハシブトウミガラス・ウミバト・ケイマフリ・マダラウミスズメ・ウミスズメ・エトロフウミスズメ・コウミスズメ・ウミオウム・ウトウ・ツノメドリ・エトピリカ
- 【ハト科】 ○キジバト・アオバト
- 【カッコウ科】 ジュウイチ・カッコウ・ツツドリ・ホトトギス
- 【フクロウ科】 シロフクロウ・ワシミミズク・シマフクロウ・トラフズク・コミミズク・コノハズク・オオコノハズク・キンメフクロウ・アオバズク・フクロウ
- 【ヨタカ科】 ヨタカ
- 【アマツバメ科】 ハリオアマツバメ○アマツバメ
- 【カワセミ科】 ヤマセミ・アカショウビン・カワセミ
- 【ヤツガシラ科】 ヤツガシラ
- 【キツツキ科】 アリスイ・ヤマゲラ・クマゲラ・アカゲラ・オオアカゲラ・コアカゲラ・コゲラ
- 【ヒバリ科】 ヒバリ
- 【ツバメ科】 ショウドウツバメ・ツバメ・コシアカツバメ○イワツバメ
- 【セキレイ科】 ツメナガセキレイ・キセキレイ○ハクセキレイ・セグロセキレイ・ピンズイ・タヒバリ
- 【ヒヨドリ科】 ヒヨドリ
- 【モズ科】 モズ・アカモズ・オオモズ
- 【レンジャク科】 キレンジャク・ヒレンジャク
- 【カワガラス科】 ○カワガラス
- 【ミソサザイ科】 ミソサザイ

| | |
|-----------|--|
| 【イワヒバリ科】 | イワヒバリ・カヤクグリ |
| 【ツグミ科】 | コマドリ・ノゴマ・コルリ・ルリビタキ・クロジョウビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・イソヒヨドリ・トラツグミ・マミジロ・クロツグミ ○アカハラ・シロハラ・マミチャジナイ・ツグミ・ノハラツグミ |
| 【ウグイス科】 | ヤブサメ○ウグイス・エゾセンニュウ・シマセンニュウ・マキニセンニュウ・コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソムシクイ・エゾムシクイ・センダイムシクイ・キクイタダキ |
| 【ヒタキ科】 | ○キビタキ・オオルリ・サメビタキ・エゾビタキ・コサメビタキ |
| 【エナガ科】 | エナガ |
| 【シジュウカラ科】 | ハシブトガラ・コガラ・ヒガラ・ヤマガラ○シジュウカラ |
| 【ゴジュウカラ科】 | ○ゴジュウカラ |
| 【キバシリ科】 | キバシリ |
| 【メジロ科】 | メジロ |
| 【ホオジロ科】 | シラガホオジロ・ホオジロ・ホオアカ・カシラダカ・ミヤマホオジロ・ツマアオジ○アオジ・クロジ・オオジュリン・ツメナガホオジロ・ユキホオジロ |
| 【アトリ科】 | アトリ・カワラヒワ・マヒワ・ベニヒワ・ハギマシコ・オオマシコ・ギンザンマシコ・イスカ・ナキイスカ・ベニマシコ○ウソ・イカル・シメ |
| 【ハタオリドリ科】 | ニューナイスズメ・スズメ |
| 【ムクドリ科】 | コムクドリ・ムクドリ |
| 【カラス科】 | カケス・カササギ・ホシガラス・ハシボソガラス○ハシブトガラス・ワタリガラス |

イ 獣類（7科23種）

| | |
|-----------|---|
| 【ヒナコウモリ科】 | ホオヒゲコウモリ・ヒメホオヒゲコウモリ・モモジロコウモリ・ドーベントンコウモリ・カグヤコウモリ・ヒメホリカワコウモリ・ウサギコウモリ・チチブコウモリ・コテングコウモリ |
| 【ウサギ科】 | エゾユキウサギ |
| 【リス科】 | エゾリス・エゾシマリス・エゾモモンガ |
| 【イヌ科】 | キタキツネ・エゾタヌキ |
| 【クマ科】 | ヒグマ |
| 【イタチ科】 | エゾオコジョ・キタイイズナ・ニホンイタチ・アメリカミンク・エゾクロテン・ラッコ |
| 【シカ科】 | ○エゾシカ |

- ・ 印は一般的に見られる鳥獣。
- ・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成12年2月16日環境庁告示第6号）及び天然記念物に指定された鳥獣。

（3）当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内における、農林水産物の被害防止のための有害鳥獣駆除の許可はない。

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣保護繁殖に必要な施設を設置したことなどにより、通常生ずる損失を補償する。

9 国設鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

| | | |
|-----------|----------------|-----------|
| 鳥獣保護区用制札 | 20 | 本 |
| 特別保護地区用制札 | 10 | 本 |
| 案内板 | 20 | 基 |
| 巣箱 | 21 | 個 |
| その他 | 鳥獣保護区管理棟 木道 | 1棟 4箇所 |

| | |
|-------|-----|
| 木橋 | 1箇所 |
| 防護柵 | 5箇所 |
| 展望テラス | 1箇所 |